日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2011. 10. 08

No.11-043

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

清田均乗員原告団事務局長の陳述書

乗員第２回証人尋問（9 月 26 日）で清田事務局長は次のような内容を含む証言を行いました。

人選基準がいかに不合理であるかをテーマにした。機長は希望退職で削減予定数を達成していたのに、18 名を解雇している。

病気欠勤、休職を解雇基準にしたことで、経営自ら自己申告しにくい状態にしてしまい、 安全性に悪影響を及ぼしている。

ベテランから切っていったことは全体の運航の質、知識経験の伝承に問題がある。 これらの基準は IFALPA など国際的にも問題となっている。

清田事務局長はこの証人尋問に向けて、陳述書を提出しています。

その中で、この整理解雇の問題点を運航乗務員として多面的に述べています

陳述書より抜粋

「・・・その背景には、運航乗務員、医師、企業がそれぞれ「自発的な協力関係」を築く努力を重ねてきたことがあります。乗務を離脱しても大きな不利益を被らないよう

な賃金・勤務制度上の工夫、あるいは乗務復帰を支援する健康管理体制の充実などは、この観点から被告が続けてきた努力であったはずです。

しかるに、本件整理解雇で、被告が休職・病気欠勤あるいは乗務制限等を人選基準としたことは、運航乗務員及び医師との「自発的な協力関係」を、被告自らが損なう行為であって、羽田沖事故の教訓を無視する暴挙です」

「また、運航乗務員に乗務離脱や乗務制限を指示する判断は産業医が行います。産業医は、運航の安全だけに着目して判断しなければなりません。しかし、自らの判断の結果、運航乗務員が乗務離脱や乗務制限となり、解雇等の不利益扱いを受けるとなれば、産業医の判断にもためらいが生じるのが自然ではないでしょうか」

（注：ＪＡＬ350 便羽田沖事故、1982（昭和 57）年 2 月に発生。乗客・乗員 174 名のうち、乗客 24 名が死亡、乗客・乗員 149 名が重軽傷を負う。事故原因は「機長の精神的変調による異常操作」とされた。この事故がきっかけで、運航乗務員の健康管理体制が強化された）

清田事務局長の陳述書

「公正な判決を求める」要請署名にご協力ください

詳しくはこちらを

今後の日程

10 月 17 日　都労委命令取り消し訴訟（10 時　527 法廷）

官財人代理による「投票行為を続ける限り、3500 億円の出資は行わない」等という発言を都労委が不当労働行為と認定したことを不服として日本航空経営は提訴

10 月 28 日　醍醐教授学習会（18:00―20:00　羽田西ターミナルビル ギャラクシー）

日航の財務基盤が如何に強化され、解雇の必要性もないことなどを分かりやすく解説していただきます

10 月 31 日　契約制客室乗務員雇い止め裁判判決（13:30　527 法廷）

（もうひとつの解雇撤回裁判）